

平成25年度 国民健康保険税の課税限度額などが 改正されます

市民課保年金係 ☎ 25 1 1 4 8

国民健康保険税の 課税限度額

国民健康保険（以下、国保）の算定方法は、医療費に充てるための医療保険分、後期高齢者医療制度の医療費の一部を負担するための後期高齢者支援分、40歳～64歳のかたの介護保険料の納付のための介護保険分として計算した額を合算します。

それぞれに課税限度額を設けており、平成25年度から次のとおり改正します。

国民健康保険税の課税限度額

算定方法	改正前	改正後	増加額
医療保険分	50万円	51万円	1万円
後期高齢者支援分	13万円	14万円	1万円
介護保険分	10万円	12万円	2万円

Q 課税限度額とはなんですか？

A 国保税は、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分、それぞれに所得割、平等

割、均等割、資産割を世帯ごとに算出します。算出した額が課税限度額を超えたら、それ以上は課税されません。つまり、上限額ということですよ。

Q なぜ課税限度額を改正するのですか？

A 今回の改正は、国の法改正に準じて行います。所得の多い世帯には課税限度額以上の国保税は課税されないのので、相対的に中低所得者層の負担が重くなります。そのため改正により、所得階層別の負担をできるだけ公平にするためです。また、国保財政の財源確保に努めることで、国保税の値上げの際の中低所得者層への負担軽減につながります。

Q 改正によりすべての世帯で国保税の負担が増えますか？

A 所得や、国保加入者数に大きな変更がなければ、改正前の課税限度額に達していない世帯には影響はありません。また、今回の改正により国保税が増える世帯でも、一定の基準より低い所得の世帯には軽減制度を設け、対象世帯にはお知らせする予定です。

国民健康保険税の軽減特例措置について

平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保世帯が従前と同程度の国保税の負担となるよう配慮されている軽減特例措置を延長などすることになります。

① 軽減制度に係る特例
5割軽減、2割軽減の判定を、後期高齢者医療に移行したかたを含めて算定できる措置を、期限を区切らず恒久化します。

② 一世帯当たり課税される平等割に係る配慮
二人世帯で、一人が後期高齢者医療に移行し、もう一人が国保に残った世帯について、平等割（医療保険分・後期高齢者支援分）を5年間、2分の1に軽減する措置について、軽減割合を4分の1として3年間延長します。（図1）

※世帯に変更があった場合は、この軽減特例措置は終了します。

※被用者保険に加入しているかたが後期高齢者医療に移行することにより、そのかたの被扶養者から国保に加入するかたへの軽減措置は当分の間、延長されています。

葬祭費の改正

国民健康保険加入者のかたが死亡した場合に葬祭費が4月1日（月）から5万円に変更になりました。

（図1）

【例】 夫と妻の国保加入世帯が、夫が75歳になり後期高齢者医療へ移行した場合

